

公益社団法人 日本医学放射線学会 定款

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、放射線科学領域の業務・研究、またはそれと関連ある領域において、専門の学識・技術または経験を有する者。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人の対象とする領域において特別の功績があり、理事会の決議を経て推薦された者。

第7条（入会）

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。

ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第8条（入会金および会費）

この法人の入会金及び会費は、理事会において別に定める。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があつても返還しない。

第9条（権利）

正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)、(以下「一般社団・財団法人法」という)に規定された次に掲げる権利を、第13条に定める社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (4) 一般社団・財団法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (5) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

第10条（退会）

会員が退会しようとするときは、理事会あてに退会届を提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 成年被後見人、又は被保佐人となったとき
- (3) 法人又は団体の賛助会員が消滅したとき
- (4) 会費を別に細則に定める年数以上支払わず、支払いの催告に応じないとき

第 11 条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の賛成による社員総会の決議により、除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合には、理事会の議を経て当該会員に除名の決議を行う社員総会の 1 週間前までに通知するとともに、同社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 12 条 (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

会員が第 10 条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

公益社団法人日本医学放射線学会定款施行細則

第 2 章 会員及び会費

第 3 条 この法人の会員資格の詳細は、別に定める。

第 4 条 この法人の会費は、次のとおりとする。

入会金 5,000 円

正会員 年額 15,000 円

賛助会員 年額 50,000 円 (1 口)

第 5 条 名誉会員の推薦は、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦され承諾した者に対しては、社員総会において名誉会員証を交付する。